

第80回国民スポーツ大会マスコット等の公共目的使用について

大会マスコットや愛称・スローガンの規定書体を使用する場合の参考としてください。

主な使用例

◆国、市町村など

- ◎広報誌に掲載したい
- ◎国スポのPR看板、のぼり旗をつくりたい
- ◎啓発グッズをつくりたい（無償配布するものに限る）

◆体育協会・競技団体など

- ◎スポーツ大会のプログラムや機関誌に掲載したい
- ◎チームのTシャツをつくりたい

◆学校など

- ◎校内行事のプログラムに掲載したい
- ◎運動会の旗にマスコットを入れたい

◆民間企業

- ◎社内報に掲載したい（外部へ配布せず、企業の販売促進につながらないもの）

使用許可申請について

マスコット等を公共目的で使用される場合は、あらかじめ「マスコット等公共目的使用許可申請書」に必要事項を記入の上（押印不要）、県委員会へ提出してください。
なお、次に該当する場合は申請の必要はありません。

- ① 大会開催のために市町村が設置する準備（実行）委員会が使用するとき。
- ② 国、地方公共団体、が使用するとき。
- ③ 公益財団法人青森県スポーツ体育協会、特定非営利活動法人青森県スポーツ・レクリエーション連盟及び青森県内の市町村体育・スポーツ協会又はこれらに加盟する競技団体が使用するとき。
- ④ 大会においてデモンストレーションスポーツを実施する団体が使用するとき。
- ⑤ 県委員会の構成団体が使用するとき。
- ⑥ 保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条による認定こども園が使用するとき。
- ⑦ 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- ⑧ その他会長が認めるとき。

使用報告について

マスコット等を使用された場合は、「使用報告書」（押印不要）を各年度終了後又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに県委員会長へ提出してください。
ただし、上記⑦の場合は、提出する必要はありません。

Q & A

Q1 有志で組んでいるスポーツチームのユニフォーム（販売はしない）にマスコットデザインを使用できますか？

A1 公共目的使用許可申請書を提出いただくことにより使用が可能となります。父母会等で応援Tシャツをつくる場合にも同様の手続きが必要となります。

Q2 スポーツ活動に直接関係のない媒体で、マスコットデザインを使用できますか？

A2 使用者が国スポの気運醸成に寄与したいとの思いで使用される場合には、原則的に媒体に制限はありません。詳細は個別にご相談ください。

Q3 申請はメールできますか？

A3 令和3年7月1日より申請書への押印が不要となりましたので、メールでの申請が可能です。

また、手続き前の事前相談は随時メール等でも受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ・提出先】

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

TEL : 017-734-9703

FAX : 017-734-8032

E-mail : kokusupo@pref.aomori.lg.jp